

令和5年度 香川県青少年問題協議会

資 料

香川県青少年問題協議会 委員名簿

資料1

(五十音順・敬称略)

任期 R4.10.1～R6.9.30

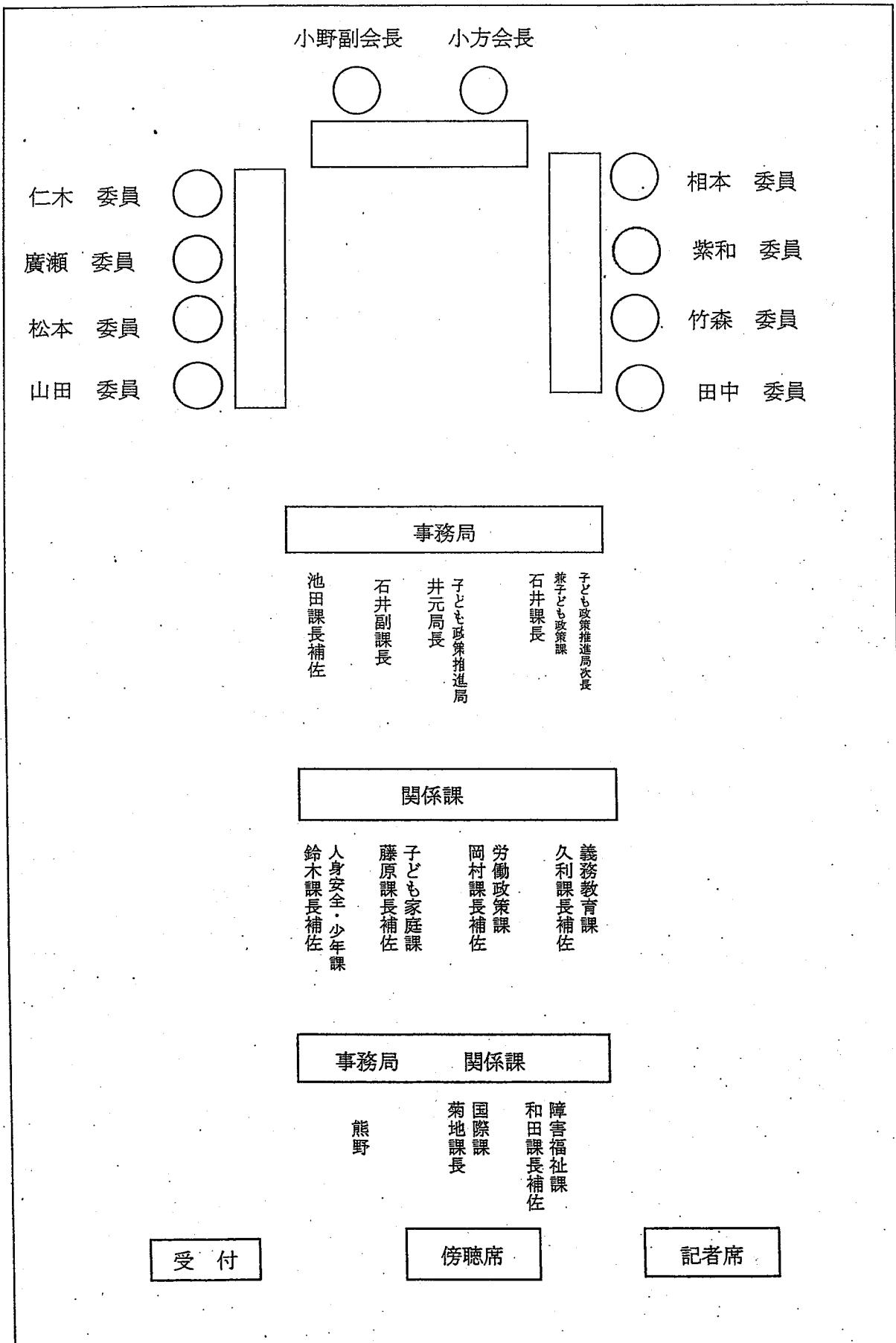
氏名	現職	備考
相本 茉樹	香川県弁護士会 所属弁護士	
岡 みゆき	香川県臨床心理士会 副会長	
小方 直幸	香川大学 副学長	会長
小野 理恵子	高松家庭裁判所首席家庭裁判所 調査官	副会長
紫和 恵理子	香川県PTA連絡協議会 副会長	
竹森 元彦	香川大学医学部 教授	
多田 美奈子	高松保護観察所 所長	
田中 隆子	香川県青少年育成アドバイザー	
仁木 彩乃	NPO法人さぬき自立支援ネットワーク 理事	
廣瀬 純子	香川県青年団体協議会 事務局次長	
古田 忠弘	四国新聞社編集局 地方部長	
松本 美千代	香川県医師会 常任理事	
山田 敏恵	香川県少年団体協議会 会長	

令和5年度 香川県青少年問題協議会

資料2

令和6年1月16日(火) 10:00~

【配席図】



## 地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号

最終改正 平成25年6月14日法律第44号

### (設置)

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

### (所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前述に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある行政機関に対し、意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

### (相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

### (経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

### (条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（以下略）

香川県青少年問題協議会条例

昭和28年10月6日条例第50号

最終改正 平成25年10月11日条例第53号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基き、香川県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員の数は、15人以内とする。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。但し、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

(副会長)

第5条 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門委員)

第6条 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから知事が任命する。

(勤務)

第7条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(以下略)

# 未来を拓くたくましい 子ども・若者の育成をめざして

## 策定の趣旨

県では、平成24年に「かがわ青少年育成支援ビジョン」を策定し、青少年健全育成のための施策を総合的に推進してきました。この間、子ども・若者を取り巻く社会環境はますます複雑化し、国においては、平成28年に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者ビジョン」に代わる新たな大綱として「子供・若者育成支援推進大綱」が作成されました。香川の子ども・若者がそれぞれの能力や個性をきらめかせ、自分の人生と社会の未来を切り拓くことができるよう、県民が一体となって健全な子ども・若者の育成に取り組むための行動指針として「かがわ 子ども・若者育成支援ビジョン」を策定します。

## 性格と役割

- 県の子ども・若者育成支援の基本理念や基本方針を示す行動指針とします。
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置付けます。
- 「新・せとうち田園都市創造計画」や「香川県健やか子ども支援計画」、「香川県教育大綱」、「香川県教育基本計画」等との整合性を図っています。

## 対象とする範囲

0歳から40歳未満の子ども・若者を対象とします。

## 実施時期

平成30年度から実施し、必要に応じ適宜見直します。

## 基本理念と基本指針

**めざす子ども・若者像**  
自分の人生と社会の未来を  
自らの力で切り拓くたくましい子ども・若者

自己の確立と社会の能動的形成者としての成長を支援

一人ひとりの状況に応じた地域ネットワークの中でのきめ細やかな支援

**基本指針1**  
健やかな成長の  
ための支援

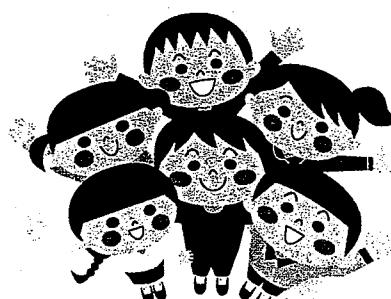
**基本指針2**  
困難な状況にある  
子ども・若者への支援

**基本指針3**  
社会全体で支える  
ための環境整備

**基本指針4**  
創造的な未来を切り拓く  
子ども・若者の応援

すべての子ども・若者  
創造的な未来を切り拓く子ども・若者  
困難な状況にある子ども・若者  
子ども・若者を育て支え合う家族

支え合う社会



## ビジョンの内容

### 基本指針1 健やかな成長のための支援

#### 1 日常生活能力の習得支援

基本的な生活習慣やコミュニケーション能力、規範意識は、大人や他者とのかかわりの中で発達の段階に応じて身に付けることが大切であるため、学校、家庭、地域が連携して習得支援を推進します。また、子ども・若者が心と体の健康を維持できるよう運動する意欲の向上、健康教育の推進を図ります。

#### 2 多様な活動機会の提供

子ども・若者の自立には、自然体験や社会体験、同世代・異世代の人々、異文化をもつ人々との交流などにより、生きる知恵や多様な価値観、社会性を身に付けることが欠かせないため、実感や発見、感動を得られる活動機会を提供することが必要です。地域や学校が連携して、地域の特色を生かしたさまざまな体験活動を推進し、社会における役割や社会とのつながりに気付くよう支援します。

#### 3 社会形成参画・社会参加支援

社会の能動的形成者として子ども・若者を育成するために、意見表明など社会形成への参画機会の提供や、ボランティア活動の紹介、顕彰を通して社会参加活動の促進を図ります。

#### 4 職業的自立・就労などの支援

若者の職業的自立や就労などを支援するために、学校においては、地域や企業などとの連携を図り、キャリア教育や職業教育を充実し、主体的に進路を選択できるよう、細やかな指導や相談に努めます。また、若者の就労に向けた支援を行い、安定した雇用の確保を図ります。

### 基本指針2 困難な状況にある子ども・若者への支援

#### 1 児童虐待防止対策の推進

関係機関や団体などの連携により、児童虐待の未然防止に努めるとともに、虐待を早期発見し、虐待を受けた子どもとその保護者を対象として、家族の再統合や自立に向けた長期的な支援を続けることに努めます。

#### 2 暴力行為、いじめ、高等学校中途退学などの問題行動等及び不登校への対応

問題行動の未然防止、早期発見、早期対応に努め、地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めます。また、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導により、高等学校中途退学や不登校の解決を目指します。

#### 3 インターネットに起因する問題への対応

インターネットの利用に関するルールづくりや情報モラルについて児童生徒に教育を行うとともに、保護者に対して情報提供を行い、情報通信技術が適切に利用されるよう努めます。

#### 4 非行への対応

少年と家庭や学校、地域との絆を強くして、少年の居場所を作り出し、関係機関と連携して立ち直り支援に積極的に取り組むことにより、非行少年を生まない社会づくりを推進します。

#### 5 ひきこもりへの支援

関係機関や団体などが連携し、ひきこもり地域支援センターを中心とした支援ネットワークづくりに努めるとともに、訪問支援や居場所の提供など状況に応じた細やかな支援を推進します。

#### 6 若年無業者などへの支援

若者の自立に向けて、意識啓発や職業訓練などを積極的に行うことにより、若者の能力開発を推進し、安定就労及びキャリア形成を支援します。

#### 7 子どもの貧困問題への対応

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されること、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもが夢と希望をもって成長していく社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

#### 8 多様な子ども・若者への支援

性別や年齢、国籍の違い、障害の有無などにかかわらず、すべての子ども・若者が尊重され、それぞれの個性や能力を最大限に發揮できる社会の実現に向け、多様な背景を持つ子ども・若者に対して適切な支援を行います。

#### 9 育成支援ネットワークによる支援の推進

関係機関・団体による育成支援ネットワークを形成し、相談機関や医療機関などの専門機関と連携し、状況を適切に見極め、それぞれが果たす役割を明確にして支援を行います。

## 基本指針3 -社会全体で支えるための環境整備-

### ① 保護者等への積極的な支援

生活習慣の基礎を子どもが身に付けるよう、保護者が自主的に取り組むとともに、保護者等への相談・支援体制を充実させ、地域、学校、行政等が家庭を支え、社会全体で子育てを助け合う環境づくりに努めます。

### ② 社会全体で子ども・若者を育てる意識の啓発

校区会議を母体として、県民運動推進員を中心に、「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開し、社会が一体となって子ども・若者を育てる意識の啓発を図ります。

### ③ 子ども・若者育成支援に関する情報提供

団体などの活動状況や相談・支援機関などの情報の提供を行い、子ども・若者の活動支援や相談支援に努めます。特に、困難な状況にある子ども・若者やその家族に情報が的確に届くよう努めます。

### ④ 地域における育成支援ネットワークの充実

子ども・若者を支援するため、育成支援ネットワークの機能の充実や人材育成を図るとともに、育成の基盤として開かれた家庭づくりを推進します。

### ⑤ 子どもが犯罪等に巻き込まれないまちづくり

日常生活を営む場における犯罪の抑制や子どもが安全に登下校できる環境整備のため、地域社会と関係機関が一体となって安全・安心なまちづくりの推進を図るとともに、自然災害の発生に備え、一人ひとりの命を守る地域づくりに努めます。

### ⑥ 有害環境の浄化

青少年保護育成条例の適切な運用を図るため、立入調査・指導などを推進するとともに、非行の温床になるような場所の改善や事業者に自主規制を求めるなどの取組みにより、有害な環境の浄化に努めます。

### ⑦ インターネット上の有害情報対策の推進

インターネット利用に関して、フィルタリング設定の徹底や家庭でのルールづくりなどの啓発を行い、有害情報対策を推進するとともに、情報モラルの育成に努めます。

## 基本指針4 -創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援-

### ① グローバル社会で活躍する人材の育成

国際交流活動の機会の提供や国際理解教育の展開により、グローバル社会で活躍する人材の育成に努めます。

### ② 地域づくりで活躍する若者の応援

人口減少を抑えるとともに地域を支える人材を確保するため、県内大学等の特長を生かした魅力づくりや地域との連携推進を支援するとともに、地域おこし協力隊員が定住・定着しやすい環境づくりに努めます。

### ③ 未来の芸術家、競技者の育成

子ども・若者が文化芸術に触れる機会の充実を図り、未来の文化芸術の担い手を育成するとともに、国際舞台において活躍できるトップアスリートの育成を目指した指導体制や環境の整備に努めます。



# 推進のために

県民や地域団体、NPO、学校、企業、行政などの多様な主体が参画と協働により、積極的に子ども・若者の育成支援にかかわり、ネットワークを形成して、主体的に役割を担い、ともに手を携え、支え合い、助け合う共助の社会づくりに努めましょう。

## ●県・市町の役割

青少年活動推進本部を中心として関係機関や市町との連携を強化し、情報共有とネットワークの充実や活動推進のための人材育成、条例などの適切な運用による有害環境の浄化を推進する。

## ●学校の役割

確かな学力の育成と個に応じた教育、豊かでたくましい心と健やかな体をはぐくむ教育を推進し、問題行動の防止に努め、家庭や地域との連携による教育力の向上を図る。

## ●家庭の役割

日常生活能力や規範意識の育成など、子ども・若者が自立の基盤を築けるように育てるとともに、何でも話し合える明るい家庭づくりに努め、子ども・若者とともに地域活動に積極的に参加する。

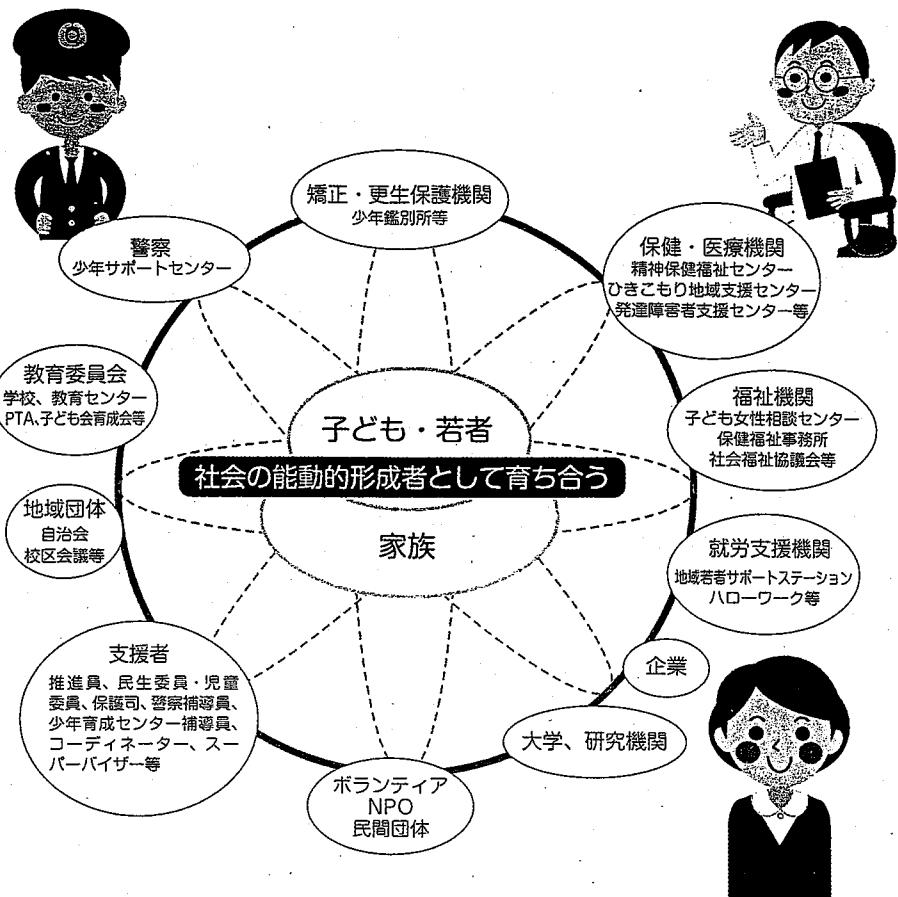
## ●地域に期待される役割

地域住民の交流を促すとともに子ども・若者の居場所が生み出せるよう地域活動を活性化し、地域への誇りを育てる。学校、家庭、地域団体、民間団体などの協働の推進を図り、子ども・若者の育成支援に努める。

## ●企業・民間団体などに期待される役割

若年者雇用に対する理解と若年労働者育成の充実を図り、若者が生き生きと働くことのできる環境をつくるとともに、学校や地域との連携を積極的に推進する。

## 互いによく知り、よく学び、支え合う、共助の社会の実現



## かがわの子ども・若者のみなさんへ

～君が好き！あなたが大事！～

自分の人生と社会の未来を自らの力で切り拓こう

① 夢や目標をもって自分の未来を切り拓きましょう

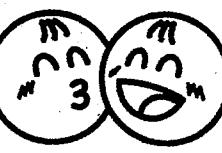
② 他人を思いやる心を大切にしましょう

③ 自分で考え、責任を持って行動しましょう

④ 社会のルールを守りましょう

⑤ 地域や社会の一人としてともに心豊かな社会をつくりましょう

君が好き！あなたが大事！



みんなで子どもを育てる県民運動

## 1 青少年健全育成事業

### ① 「みんなで子どもを育てる県民運動」活性化推進事業

- ・少年育成委員、少年警察補導員、保護司等に従事し、青少年の健全育成に貢献された 12 名、地域や子どもたちのために貢献された 1 団体を青少年育成功労者として表彰した。

また、青少年善行者として各中・高等学校・大学から推薦された、地域で地道にボランティア活動を展開している 5 団体、1 個人を表彰した。

(令和 5 年 6 月 1 日(木) 香川県社会福祉総合センター  
会場 100 人、オンライン 40 人参加)



青少年育成功労者表彰式

### ② 県民運動普及啓発事業

- ・県ホームページ「きらきらかがわ青少年ネット」等を用いて、青少年の健全育成に関する情報を周知した。

### ③ 地域ネットワーク強化推進事業

- ・子ども・若者の育成支援者の支援力の向上とネットワークの強化を図るため、「子ども・若者育成支援者研修会(第1回)」を全日本青少年育成アドバイザーの参加も得て、開催した。

(令和 5 年 6 月 10 日(土) 11 日(日) ボートレースまるがめ会議室 ROKU  
会場 82 名、オンライン 21 名参加)



子ども・若者育成支援者研修会

(令和 5 年 10 月 23 日(月) レクザムホール 5 階第 2 会議室  
会場 19 名、オンライン 20 名参加)

- ・関係者同士のネットワークの構築や関係性を高めるため、「子ども・若者育成支援者研修会(第2回)」を開催する予定である。

(令和 6 年 1 月 26 日(金) 香川県社会福祉総合センター)

- ・社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族を必要な相談・支援機関につなぐために活用できるよう、「かがわ 子ども・若者 相談・支援機関ガイドブック」を県ホームページに公開している。



かがわ 子ども・若者 相談・支援機関  
ガイドブック (改訂版 3)

#### ④ 青少年健全育成啓発事業

- ・公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金と共に、「ふるさと体験ツアーワーク」の事業を行った。また、国際交流事業として、12月17日（日）に「クリスマス・イギリッシュ・アクティビティ」を実施した。

参考資料①



クリスマスイギリッシュ・アクティビティ  
(アイパル香川)

#### ⑤ 青少年育成香川県民会議事業

- ・「みんなで子どもを育てる県民運動」推進大会を6月1日（木）に開催したほか、青少年の自立、開かれた家庭づくりの推進を図るために、7月7日（金）に「少年の主張香川県大会」を高松市香川総合体育館で開催した。また、「家庭の日」ポスターコンクールを実施し、455点の応募があり、特選、入選、佳作あわせて50点を選定し、県内4か所でポスター展を実施している。



「家庭の日」ポスター展  
(さぬき市役所)

### 2 青少年非行防止対策事業

#### ① 有害環境の浄化

- ・香川県青少年保護育成条例に基づき児童福祉審議会健全育成部会を開催し、令和5年10月に8冊を有害図書に指定した。
- ・7・8月の2か月間を「夏の青少年非行・被害防止県民運動期間」とし、県内のの中・高・特別支援学校、高等専門学校に青少年保護育成条例に基づく深夜外出の制限等に関する通知を行い、生徒やその保護者に対する啓発を図った。

参考資料②

#### ② インターネット上の有害情報対策の推進

- ・県警察と連携して県内の家電量販店（携帯電話販売コーナー）を巡回し、機器購入時におけるインターネット利用の危険性に関する説明やフィルタリング設定の推奨を要請した。
- ・2月から5月の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」期間には、フィルタリングの利用促進及びインターネットトリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動の実施について各市町や教育委員会等へ依頼を行った。

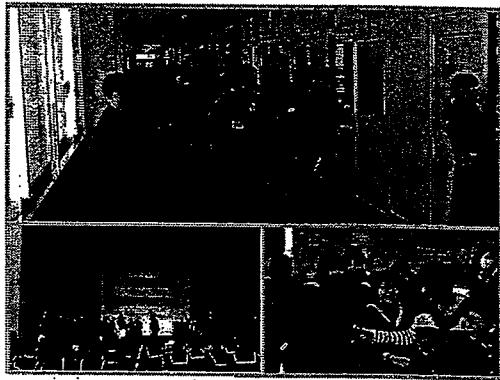
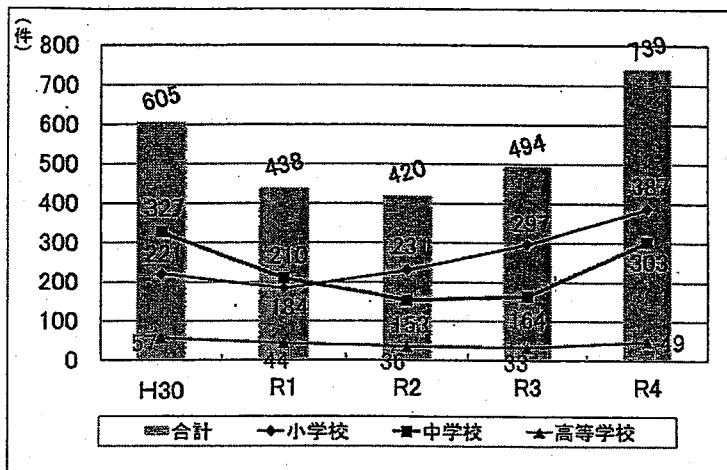
参考資料③④

# 義務教育課施策の概要

## 1 生徒指導上の諸課題の現状と対策

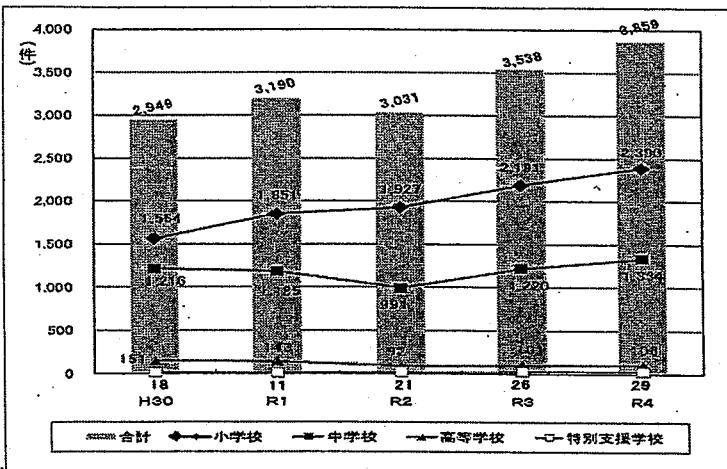
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)」の結果より

### (1) 暴力行為の発生件数の推移とおもな対策



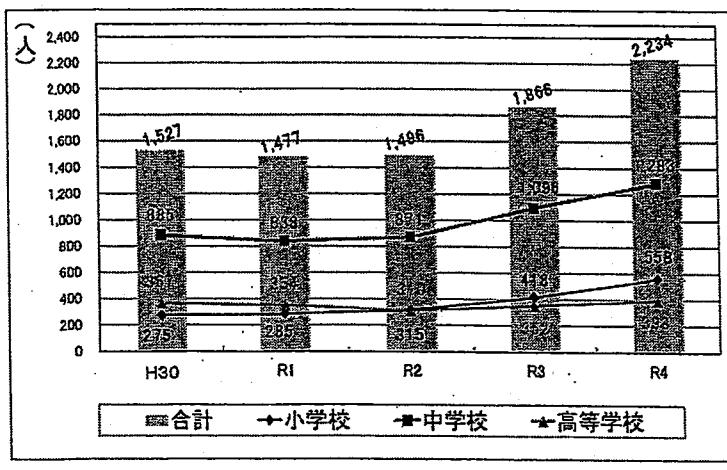
- スクールサポートチーム派遣
- 13歳の自律教室
- 学校・警察相互連絡制度
- 小中学校生徒指導担当教員連絡協議会

### (2) いじめの認知件数の推移とおもな対策



- いじめゼロ子どもサミット・セミナー
- いじめゼロ強調月間
- いじめ電話相談24時間事業
- 香川県いじめ防止対策連絡協議会

### (3) 不登校児童生徒数の推移と主な対策



- 心の交流事業
- スクールカウンセラー配置事業
- スクールソーシャルワーカー配置促進
- 学生ボランティア派遣事業

## 2023年度 生徒指導上の諸課題の未然防止等に向けた事業体系



## 地域若者サポートステーションについて

香川県労働政策課

### 1 地域若者サポートステーションとは

厚生労働省が、平成 18 年度にニート等若者に対する職業的自立支援の拠点として、地域若者サポートステーション（愛称「サポステ」）を地方自治体と連携し、全国 177 カ所に設置。働くことについて悩みを抱える若者を対象に様々な就労支援を実施している。

### 2 香川県内の設置状況

対象地域	名称	所在地
県東部地域	かがわ若者サポートステーション	高松市花ノ宮町
県西部地域	さぬき若者サポートステーション	丸亀市富屋町

※サテライト（観音寺・小豆 等）や出張相談（ハローワーク丸亀・土庄、さぬき市役所 等）も実施

### 3 支援対象

仕事をしていない 15 歳～49 歳の方とその保護者

※令和 2 年度から、就職氷河期世代への支援として、サポステの支援対象年齢の上限が従来の 39 歳から 49 歳に引き上げられた。

### 4 支援内容

厚生労働省と地方自治体との協働によりサポステ事業を整備し、一般社団法人 toki-line（トキライン）に委託して運営している。

- ・令和 4 年度実績 新規登録者 111 人（うち就職氷河期世代 20 人）
- 進路決定者 74 人（うち就職氷河期世代 14 人）
- 進路決定者のうち就職者数 68 人（うち就職氷河期世代 12 人）

#### 【厚生労働省（香川労働局）が実施する主な取組み】

- 相談窓口の整備
- キャリア・コンサルティング  
キャリアコンサルタントなどの専門家が進路相談を実施
- 職場体験プログラム  
原則として 1 週間～3 か月程度の職場体験を実施
- 就労後の定着・ステップアップ支援  
利用者が就労した後の職場定着支援や、アルバイトから正社員へのステップアップを支援

#### 【県が実施する主な取組み】（令和 5 年度予算 13,176 千円）

- 各種セミナーの開催  
コミュニケーション能力養成、資格取得、就職活動準備など  
・令和 4 年度実績 1,172 回、延べ 1,891 人参加
- 臨床心理士による心理相談  
臨床心理士による悩み相談や保護者カウンセリングを実施  
・令和 4 年度実績 38 回
- 企業でのジョブトレーニング  
概ね 1 週間以内の短期就労体験を実施、ジョブトレーサポーターが同行して支援  
・令和 4 年度実績 73 人、ジョブトレーサポーターによる連絡調整 189 回・同行支援 239 回
- ニート等の若者の発見誘導の強化  
支援対象者の発見とサポステへの誘導のため、家庭等への訪問支援、講演会開催等を実施  
・令和 4 年度実績 訪問支援 23 回・24 人、講演会 3 回・102 人

## 児童虐待防止対策の推進

### 1 児童相談所における児童虐待対応件数の年度別推移

(単位:件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
香川県	551	727	760	959	1,181	1,375	1,228	1,264	1,037	1,152
全国	73,802	88,931	103,286	122,578	133,778	159,838	193,780	205,029	207,660	219,170

※令和4年度の全国の件数は速報値。

#### <令和4年度の傾向>

- 種類別の件数では、「心理的虐待」が 682 件 (59.2%) と最も多く、「身体的虐待」は 295 件 (25.6%)、「ネグレクト」が 164 件 (14.2%) と続く。
- なお、「心理的虐待」については、平成 26 年度以降、9 年連続で虐待の種類の中で占める割合が最も高くなっている。
- 主たる虐待者では、「実父」が最も多く、502 件 (43.6%)、続いて「実母」が 470 件 (40.8%)、「実父以外の父（養・繼父等）」が 141 件 (12.2%)、「実母以外の母（養・繼母等）」が 8 件 (0.7%) となっている。
- 通告経路別では、「警察等」からが最も多く 805 件 (69.9%)、「福祉事務所（市）」が 87 件 (7.6%) 「学校・教育委員会等」が 64 件 (5.6%) と続いている。

### 2 令和5年度における児童虐待対策の強化に係る取組み

#### (1)児童相談所の強化体制の維持

- 昨年度と同数の児童福祉司、児童心理司を確保し、計 62 名（児童福祉司 44 名、児童心理司 18 名）を配置
- 非常勤嘱託弁護士、現職警察官の配置を継続
- 保健師の配置による市町母子保健部門との連携強化
- 子ども女性相談センター地域連携支援室に配置した市町村支援児童福祉司による市町巡回相談を通じ、市町の対応力向上と連携強化を促進

#### (2)児童相談所の機能強化

- 児童虐待の再発防止に向けた、効果的な保護者指導・支援が求められており、児童福祉司等の経験年数等に応じた段階的・実践的な研修を実施するとともに、医師等との連携による保護者指導・支援プログラムの実施を通じた家族再統合を促進

#### (3)児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、関係機関との連携強化

- 児童虐待防止推進月間におけるパネル展や高松シンボルタワーのライトアップ、県内 JR 駅へのポスター掲示、県民向けの児童虐待防止講演会の開催等を通じた啓発を実施
- 妊娠中からの虐待予防に向けたメール相談、電話相談等を実施

- ・子ども女性相談センターにおいて、24時間365日体制で通告・相談に応じられる体制を確保
- ・市町や関係機関など児童虐待防止対策関係者の資質向上のための研修会等の実施
- ・児童虐待に対応する医療機関との連携強化
- ・児童虐待とDVが併発する家庭における、DV被害者及び児童のニーズに沿った支援の充実を図るため、支援に携わる者に対する研修の実施や、児童虐待対応及びDV対応を担う機関間の連携強化を図るとともに、DV被害者と児童に対して適切な保護及び自立支援を実施

#### (4)一時保護児童への支援の充実

- ・児童相談所における介入的な関わりの強化等に伴う一時保護の増加（平成30年度：510件→令和4年度：652件）を受け、委託一時保護が行われた児童への個別的なケアを行う一時保護専用施設を設置する社会福祉法人への支援を継続
- ・一時保護児童への学習支援の充実を図るため、学習指導協力員（教員OB）の配置を継続

#### (5)社会的養育体制の充実、自立支援に向けた取組み

- ・子ども女性相談センター、西部子ども相談センター（以下「両児童相談所」という。）に専任の里親養育支援児童福祉司を配置し、里親等委託調整員、里親支援機関（児童養護施設、乳児院、里親会）との連携による広報啓発、研修、訪問相談等の包括的な支援を実施
- ・児童養護施設等を退所する児童等に対する相談支援等のアフターケア、自立に必要な資金の貸付け等の経済的支援を実施
- ・児童養護施設や里親等に措置されている児童について、必要に応じ、措置解除後も原則22歳まで引き続き施設や里親家庭等で生活するための居住費・生活費に係る支援を実施
- ・子どもの権利を保障するため、児童養護施設等の入所児童等を対象として、意見表明支援員（アドボケイト）が施設等を訪問し、意見表明支援を行うことにより、児童の意見を適切に受け止める体制を構築する事業を令和4年度から継続して実施。

#### (6)その他関連の取組み

- ・ヤングケアラー支援に関する有識者等を講師として、県内関係機関職員を対象に、支援技術の向上や多様な支援機関同士の連携強化を目的とした5回にわたる一連の研修を実施
- ・家族のケアをしている中高生等が交流し、必要に応じて参加者を相談に導くSNS・アプリ等を活用したオンラインサロンを月に1回程度開催

## 青少年健全育成に関する施策の取組みと現状について

香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課

### 1 少年非行の情勢

- (1) 香川県における令和4年中の非行少年の検挙・補導人員は227人で、10年前と比べて約7割減少しているが、令和3年以降は増加に転じており、中でも、14歳未満の触法少年による事案が大きく増加し、非行の低年齢化が危惧されるところである。また、罪種別では、窃盗犯が最も多いが、粗暴犯の増加が顕著に見られている。
- (2) スマートフォンやSNSを始めとする様々な機器・サービスの普及に伴い、SNSに起因する犯罪被害にあった児童数は、全国的に高い水準で推移している。県内においても、R4年中におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、前年の2.7倍、中でも児童ポルノの被害にあった児童は前年の4.5倍となっている。また、児童買春・児童ポルノ事犯の被害児童の約半数は高校生、続いて約4割が中学生となっている。小学生も1割ほど被害に遭っている。
- (3) 全国的にみると、大麻や覚せい剤等の薬物乱用は少年にまで広がっており、特に大麻事犯で検挙された少年は平成25年以降増え続け、令和4年中の検挙人員は912人と過去最多であった前年から減少したものの、依然として高水準で推移している。その要因としては、友人・知人やインターネット等からの「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」等の誤った情報をうのみにして、好奇心・興味本位、その場の雰囲気等の動機で大麻に手を出してしまう実態が見受けられる。本県でも、令和4年中に大麻取締法違反で検挙された少年は12人と、前年から2人増加している。

### 2 県警察少年サポートセンターを中心とした取組みについて

※少年サポートセンターとは、

少年問題に関する警察の専門職員である少年補導職員等が関係機関やボランティア団体等と連携して、少年相談、継続補導、立ち直り支援活動、街頭補導活動等を行っている。

#### (1) 少年相談活動

専門的知識と経験を有する少年補導職員等による電話相談窓口を開設し、少年や保護者等から様々な相談を受けている。

##### 【親子カウンセリング制度】

心の専門家が、少年やその保護者に対して面接調査等を行い、その調査結果をもとに、少年補導職員等が個々のケースに応じた継続支援を行っている。

- (2) 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動・継続補導、被害少年への支援活動  
継続的な面接や家庭訪問、農業などの体験活動等を通じて、問題行動を繰り返す子どもの立ち直り支援や犯罪被害を受けた子どもの心のケアを行っている。

#### (3) 街頭補導活動

繁華街等を巡回して、不良行為を見つけた場合には、子ども達を指導し、保護者の方へ連絡・助言をしている。

また、少年指導委員、少年警察補導員等のボランティアを委嘱し、警察職員と連携して、街頭補導活動、環境浄化活動、万引き防止啓発活動等、幅広い非行防止活動を行っている。

#### (4) 広報啓発活動

学校における非行防止教室等の開催や、少年非行防止・青少年健全育成を目的としたキャンペーン活動を行っている。

また、就学前の子どもを持つ保護者等を対象に、将来、子どもを非行に走らせないための家庭教育の重要性を訴える「チャイルドケア教室」も実施している。

障害福祉課

## 令和5年度 ひきこもり対策事業について

ひきこもりの長期化・高齢化に対応し、きめ細かな支援ができるよう、ひきこもり対策の総合的な支援体制の整備を図る。

### ① 支援実績のある民間人を雇用し、市町等のひきこもり支援体制を強化

ひきこもり地域支援センター（県精神保健福祉センター内）に専門的スキルを有した市町等支援員を配置し、各市町の現状や困りごとなどを把握し、改善のアドバイスをするなど、各市町の相談支援体制づくりを推進する。

### ② 「ひきこもりサポートー」の活用促進によるひきこもり支援の充実

行政だけでなく民間団体（一般社団法人 hito.toco）でもひきこもりサポートーを活用し、当事者・家族のピアサポート及び伴走型支援などきめ細やかな支援を図る。

ひきこもりサポートー：支援を行う有償ボランティア（R5.12月末 登録者82名）

### ③ 保護者対象のペアレントプログラムの実施（ペアレントメンターかがわ委託事業）

保護者から本人への効果的なアプローチによるひきこもりからの脱却及び家族支援の充実を図る。対象者を18歳未満の子を持つ親と18～39歳までの子を持つ親の2グループに分けて、6回シリーズで親自身が子へのかかわりを見直し学ぶ機会とする。

### ④ 交流・社会参加・体験のできる居場所事業の実施

ひきこもりの状態にある方や生きづらさを抱える方が安心して過ごせる場所や役割を感じる機会を創設するため、農業体験や調理、制作活動、ボランティアなど人の交流や作業体験を通じて、自信の回復やセルフケア能力の向上を図り社会参加を促す。県内3か所〔さぬきポレポレ農園（東讃地域）、ふじみ園のんびりやろうかい（中讃地域）、支援センター「ウィズ」（西讃地域）〕で実施。

### ⑤ オンライン居場所事業の実施【新規事業】

対面コミュニケーションや外出が苦手などの理由から、支援に繋がりにくいひきこもり当事者やその家族の中間的居場所として、メタバース空間を使用したオンライン居場所を設置することで、支援の入口を広げていく。

### ⑥ ひきこもり相談に応じる地域相談者のスキル向上（ひきこもり専門相談員派遣事業）

県がひきこもり専門相談員（ひきこもり支援の豊富な相談実績及び知識を有する者）を委嘱し、市町及び保健所及び社会福祉協議会等ひきこもり相談を受ける者へのスーパーバイズや同伴支援等を行い、地域相談者のスキル向上と相談機能の充実を図る。

## 令和5年度 自殺予防対策の取組みについて

本県では、「第2期いのち支える香川県自殺対策計画」(計画年度：令和5年度～令和9年度)を策定し、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を、市町、関係機関、民間団体など幅広い主体と連携・協力して自殺対策の推進に取り組んでいる。

### ①相談支援

- 精神保健福祉センター、保健所、市町などでの電話や来所による相談支援
- いのちの電話協会などの民間団体が行う活動への支援
- 精神保健福祉センターでの相談体制強化（新型コロナ対策）

こころの電話回線の増設、相談を促すリーフレットの作成、相談に対応する市町保健所職員への精神科医師による助言

- SNS（LINE）を活用した心のケア相談※詳細は下記

### ②人材育成

- 保健所や市町の相談対応窓口担当者向けの研修会の開催（9月1日実施）
- ゲートキーパー養成研修を精神保健福祉センターなどで実施
- かかりつけ医向けに研修会を実施予定

### ③普及啓発

- 自殺予防週間（9月10日～16日）の取組み
  - ことでんの中吊り広告の実施（9月6日～9月12日）
  - 新聞、県広報誌への掲載 県政テレビ番組、ラジオの放映
- 世界メンタルヘルスデー（10月10日）の取組み【新規事業】
  - 高松シンボルタワーでのライトアップ（10月4日～10日）を実施
- 自殺対策強化月間（3月）の取組み予定
  - GDN（WEB）広告の実施
  - 普及啓発パネル展の開催

県庁ギャラリーでメンタルヘルスに関するパネル展を実施（3月18日～25日）  
・新聞、県広報誌への掲載 県政テレビ番組、ラジオの放映

### ④若年層への対策

- こころの健康づくり出前授業の実施

小学校、中学校、高校、特別支援学校、専修学校、大学（短期大学を含む。）に照会し、応募のあった52校に実施

#### ※SNS（LINE）を活用した心のケア相談

受付時間 毎日午後5時から午後10時まで（5時間）

対象者 香川県内在又は県内に通勤・通学している方

相談方法 LINEアプリで「相談アカウント」を友達登録し、LINEのアプリ内ブラウザを利用して、ウェブチャットを立ち上げて相談を行う。

## 国際課施策の概要

### グローバル社会で活躍する人材の育成として

#### (1) イタリア共和国パルマ市との青少年交流事業（令和5年度）

目的：香川県とパルマ市は、相互関係の進展及び両地域の発展に貢献するとともに、将来的な一層の交流発展を目指し、平成27年8月28日に交流協定を締結し、同年より、青少年交流事業を開始。

実績：平成29年度までは音楽交流を実施。平成30年度からは農業交流を実施。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナの影響により交流事業を中止していたが、今年度4年ぶりに実施。

農業を通じた青少年交流事業の一環として、県内で農業を学ぶ学生5名をパルマ市に派遣

期 間 令和5年11月2日～8日

参加者	石田高校	1名	(園芸デザイン科)
	高松南高校	1名	(環境科学科)
	農業経営高校	1名	(食農科学科)
	飯山高校	1名	(総合学科)
	笠田高校	1名	(農産科学科)

内 容 地元の農業学校で高校生と交流、農業施設や食品加工工場を視察

#### (2) ブラジル青少年派遣事業（令和5年度）

目的：南米日系社会の歴史と現状を知つてもらうとともに、現地香川県人会の若い世代を中心とした会員との交流を通じ、今後継続的な交流を続けられる関係を構築するため、県内の大学に在籍する大学生等をブラジルに派遣する事業を令和4年度より開始。

実績：期 間 令和5年11月9日～21日

参加者	香川大学大学院	1名	(農学研究科)
	徳島文理大学	1名	(文学部)
	香川大学	2名	(法学部)

内 容 ブラジル香川県人会との交流、ブラジル県人移住110周年記念式典に出席し香川県のPRを実施、ジャパンハウスサンパウロで香川県のPRを実施、現地大学等の視察、帰国後に報告会を開催

#### (3) 国際交流員の小学校及び高等学校等訪問事業

目的：国際交流員が県内の小学校及び高等学校等を訪問し、各学校が独自に創意工夫した活動プログラムへの参加を通じて、本県におけるに対する国際理解教育の充実と、学校における国際化の進展に寄与する。

実績：令和4年度 33校（小学校）

令和4年度 7校（高等学校等）

内容：母国の紹介（地理、衣食住、遊び、歌、言葉など）、料理講座、民芸品工作 など

**社会形成参画・社会参加支援として**

**(1) 青年海外協力活動促進事業**

内容：年2回（春・秋）の青年海外協力隊募集時に県庁ギャラリーでパネル展を開催。

実績：令和4年度 2回（計10日間）

**(2) アイバルJICA高校生カレッジ（香川県国際交流協会事業）**

内容：例年、高校生を対象とする国際理解プログラムを実施。

目的：世界の現状や異文化についての理解を深めるとともに地域や自分自身の将来等を仲間とともに考える

実績：令和4年度 オンライン開催

**多様な子ども・若者への対応として**

**(1) 小中学校における児童生徒への日本語学習支援（香川県国際交流協会事業）**

内容：教育委員会からの依頼により小・中学校へ日本語ボランティアを派遣。日本語指導や教科学習補助を行った。

実績：令和4年度 派遣校数4校（6名）、指導回数のべ99回（133時間）

**(2) アイバルこどもにほんご教室（香川県国際交流協会事業）**

内容：日本語を母語としない子どもを対象に強化学習のサポートや日本語指導を夏休み及び春休みの期間を利用して実施。

実績：令和4年度（夏：全6回）6か国17名、（春：全4回）6か国16名

# こども大綱を勘案しての都道府県こども計画策定について

～R6年度

R7年度～

国の動き

「こども基本法第9条  
政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策にに関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。  
こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。  
○少子化社会対策大綱（少子化社会対策基本法）  
○子供・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進法）  
○子供の貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

3つの大綱を一体化することも大綱を策定（R5.12.22）

【こども基本法】

第10条

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけることども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【都道府県こども計画】

既存の各法令に基づく都道府県計画（①都道府県子ども・若者計画、②子どもの貧困対策についての計画、③その他法令（子ども・子育て支援法等）の規定により作成する計画）と一体のものとして作成することができる。

## 香川県の動き

こども基本法第10条

① かがわ子ども・若者育成支援ビジョン（H30～）

子ども・若者育成支援推進法に基づく、「都道府県子ども・若者計画」

【設置会議】香川県こども計画検討委員会（H30限り）

② 第2期香川県子ども貧困対策推進計画（R2～R6）

子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく、「子どもの貧困対策についての計画」

【設置会議】香川県子ども貧困対策検討委員会

定数12名（現行12名）

③ 第2期香川県健やか子ども支援計画（R2～R6）

\*議決対象計画

子ども・子育て支援法に基づく、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」  
子ども・子育て支援事業支援計画」等

【設置会議】香川県子ども・子育て支援会議  
※条例設置、定数20名（現行20名）

## 3つの計画を一体的に都道府県こども計画としてR6年度に策定

①～③について、国において一體的に整備することも大綱に基づく計画等であることから、R7年度以降は、「都道府県こども計画」として一體的に策定する。

【名 称】第3期香川県健やか子ども支援計画（R7～R11）

【設置会議】香川県子ども・子育て支援会議

【性 格】(1)こども基本法第10条第1項に基づく「都道府県こども計画」

(2)子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」

(3)子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づく「子どもの貧困対策についての計画（都道府県計画）」

(4)子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」

(5)次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」

(6)子育て県かがわ少子化対策推進条例第7条第1項に基づく「少子化対策の推進に関する基本的な計画」

貢献



## 令和5年度 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金 活動状況

### (1) 子ども読書推進事業

○事業目的

子どもの読書を推進する取組みの裾野を広げ、子どもの夢や想像力、豊かな感性を育むことを目的としています。

○助成対象となる団体

子どもの健全育成を目的として子どもの読書推進活動を行う民間の団体

○助成額：10万円以下

○助成決定団体：11団体

### (2) 提案活動支援事業

○事業目的

学生自らが企画・提案して、子どもの自発的な活動をサポートする事業を支援することにより、学生の自主性、創造性を高めることを目的としています。

○助成対象となる団体

県内の大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校及び高等学校に在学する学生等で構成される団体

○助成額：15万円以下

※事業内容の検討を行うため、令和5年度は休止しました。

### (3) 青少年健全育成啓発事業

○事業目的

青少年健全育成に関する研修（講演）会を開催することにより、青少年健全育成活動のリーダーの養成を図ります。また、青少年を取り巻く環境や地域のニーズに応じた広報・啓発活動を行います。

日 時：令和5年6月1日（木） 13:15～15:40

会 場：香川県社会福祉総合センター コミュニティホール（高松市番町）

対 象：青少年健全育成に関わる者

参加人数：140名（会場100名、オンライン40名）

事業内容：大阪市立大空小学校 木村泰子初代校長をお招きして、『「みんなの学校」が教えてくれたこと』をテーマとした講演会を開催しました。

### (4) ①ふるさと体験ツアー

○事業目的

子どもたちが県内の企業の活動や伝統工芸について、学び体験することにより、ふるさとへの理解を深めることを目的としています。





**張子の奉公さん作りコース（連続2回コース・子どものみ参加）**

日 時：①令和5年7月31日（月）「型作り」 ②令和5年8月4日（金）「絵付け」

13:00～16:00（各3時間）

会 場：讃岐おもちゃ美術館（高松市大工町）

対 象：県内在住小学3～6年生

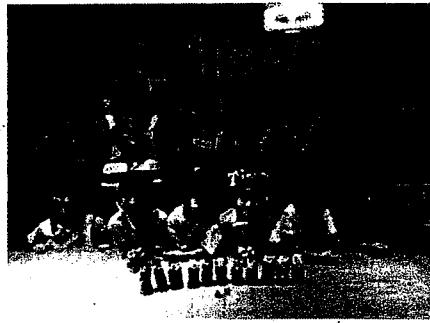
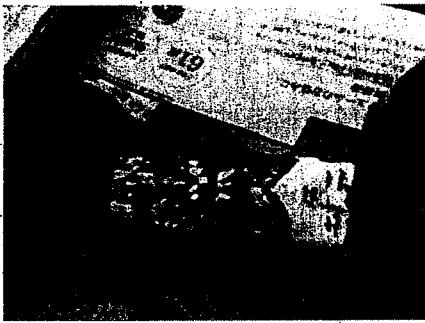
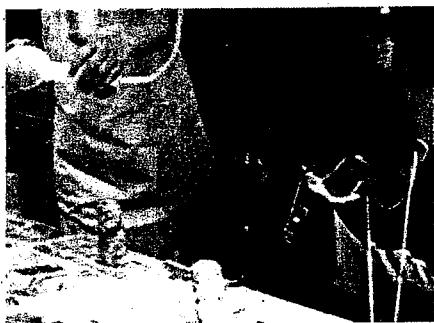
参加人数：9名

料 金：500円／2回

協 力：一般社団法人在宅療養ネットワーク、讃岐おもちゃ美術館

事業内容：1回目は、伝統工芸士の方をお招きして、張子の作り方の指導を受けた後、土台となる型作りを行い、数日間乾燥させました。

2回目は、乾燥した土台に色付けを行い、完成させました。一人ひとりオリジナルの奉公さんを作成できました。



**瀬戸内の歴史を知ろうコース（子どものみ参加）**

日 時：令和5年8月3日（木） 9:00～16:00

会 場：瀬戸内海歴史民俗資料館（高松市亀水町）、五色台ビジターセンター（坂出市王越町）

対 象：県内在住小学3～6年生

参 加 者：20名

料 金：500円

協 力：香川大学創造工学部、五色台ビジターセンター、船の科学館「海の学びミュージアムサポート」

事業内容：午前中は、瀬戸内海歴史民俗資料館の学芸員さんと共に、館内の展示物の見学や瀬戸内海の歴史の学習をしました。また、漁網を編み、そらあみを作成しました。昼食時は、五色台ビジターセンターに移動して、ネイチャーゲームに取り組みました。午後からは、香川大学創造工学部の学生さんたち企画の館内クイズで大いに楽しみました。





### 棚田のソバ栽培を知ろうコース（親子参加）

日 時：令和5年9月30日（土） 9:30～14:00

会 場：島ヶ峰山頂（まんのう町川東）、旧琴南中学校跡（まんのう町中通）

対 象：県内在住小学3～6年生、保護者

参 加 者：親子16組、36名（子ども20名、保護者16名）

料 金：1,000円／人

協 力：島ヶ峰の原風景を守る会

事業内容：午前中は、バスで島ヶ峰山頂へソバ畑の見学へ行きました。島ヶ峰の原風景を守る会会長さんのお話を聞いたり、満開になった紅白のソバの花を見たりした後、山頂を散策しながら景色を堪能しました。

午後からは、旧琴南中学校跡で、島ヶ峰ソバ粉を使ってのソバ打ち体験です。自分たちで打ったソバをその場でしつぶくソバにしておいしくいただきました。



### （4）②国際交流事業（「クリスマス・イングリッシュ・アクティビティー」）

#### ○事業目的

子どもたちが英語を用いた交流活動を通して、楽しんで外国語を学び、異文化を理解し、外国人等と関わる積極性や協調性を育むことを目的としています。

#### クリスマス・イングリッシュ・アクティビティー

日 時：令和5年12月17日（日） 9:30～11:45・13:30～15:45

会 場：香川国際交流会館（アイバル香川） 中2階交流フロア（高松市番町）

対 象：県内在住小学3・4年生

参 加 者：43名（午前の部23名 午後の部20名）

料 金：無料

協 力：公益財団法人香川県国際交流協会

事業内容：国際交流員と英語で自己紹介をした後、国際交流員やIYEOのスタッフから、出身地（アメリカ・イギリス・インドネシア・韓国・中国・ニュージーランド）のクリスマスの様子を聞きました。その後、クリスマスピングゲームやクリスマスソングも楽しみました。クリスマスカード作りでは、スタッフに多言語のサインを書いてもらったり、クリスマスに関する言葉の英語表記を教わったりして、作品を完成させました。





#### (4) ③どきどき冒険キャンプ

##### ○事業目的

子どもたちが自然の中で体を動かすことの楽しさを体験し、健康で活動的な生活習慣の形成につなげるこ  
と、また、南海トラフ大地震の発生に備え、その対処に必要な知識や避難行動を取る力を身に付けることを目  
的としています。

##### どきどき冒険キャンプ

日 時：台風6号が接近したことから、安全・安心に実施するため日程を短縮し、デイキャンプ（8月8日（火）  
1日のみ）として実施しました。

なお、青少年リーダーを対象とした講習は、8月7日（月）に実施しました。

会 場：柏原渓谷キャンプ村 TaTuTa の森（綾川町滝宮）

対 象：県内在住小学4～6年生、青少年リーダー（大学生等）

参 加 者：小学生20名、青少年リーダー7名

料 金：0円（デイキャンプとしたことから無料としました）

事業内容：期間が縮小されたものの、楽しみながら体を動かすアクティブランドプログラムを実践するべく、  
ダンスや体遊びなど、しっかりコミュニケーションを取りながら仲良く活動しました。綾川の豊かな  
自然の中で、竹を使ったそうめん流しや河辺でのスイカ割りで夏を満喫しました。また、川でのライ  
フジャケット講習や防災食体験など、命を守るために学習も行い充実したキャンプになりました。手  
作りフォトフレームのお土産を笑顔いっぱいでの家族へ渡すことができました。





#### (4) ④県内企業の魅力を知ろう

##### ○事業目的

この事業は、子どもたちに県内の企業や団体などの仕事や製品等を紹介することにより、香川県の企業等の魅力を知ってもらうことを目的としています。

##### 県内企業の魅力を知ろう（親子参加）

日 時：令和5年8月1日（火） 13:30～15:30

会 場：株式会社長峰製作所（まんのう町岸上）

対 象：県内在住小学3～6年生、保護者

参 加 者：親子15組、38名（子ども23名、保護者15名）

料 金：200円／人

協 力：株式会社長峰製作所

事業内容：社長さんから会社の事業内容の説明をお聞きした後、社員の皆さんとの案内で工場見学を行いました。

また、長峰製作所が作成しているオカリナに、工夫して絵付けを行いました。色とりどりのオカリナをお土産に持ち帰りました。

